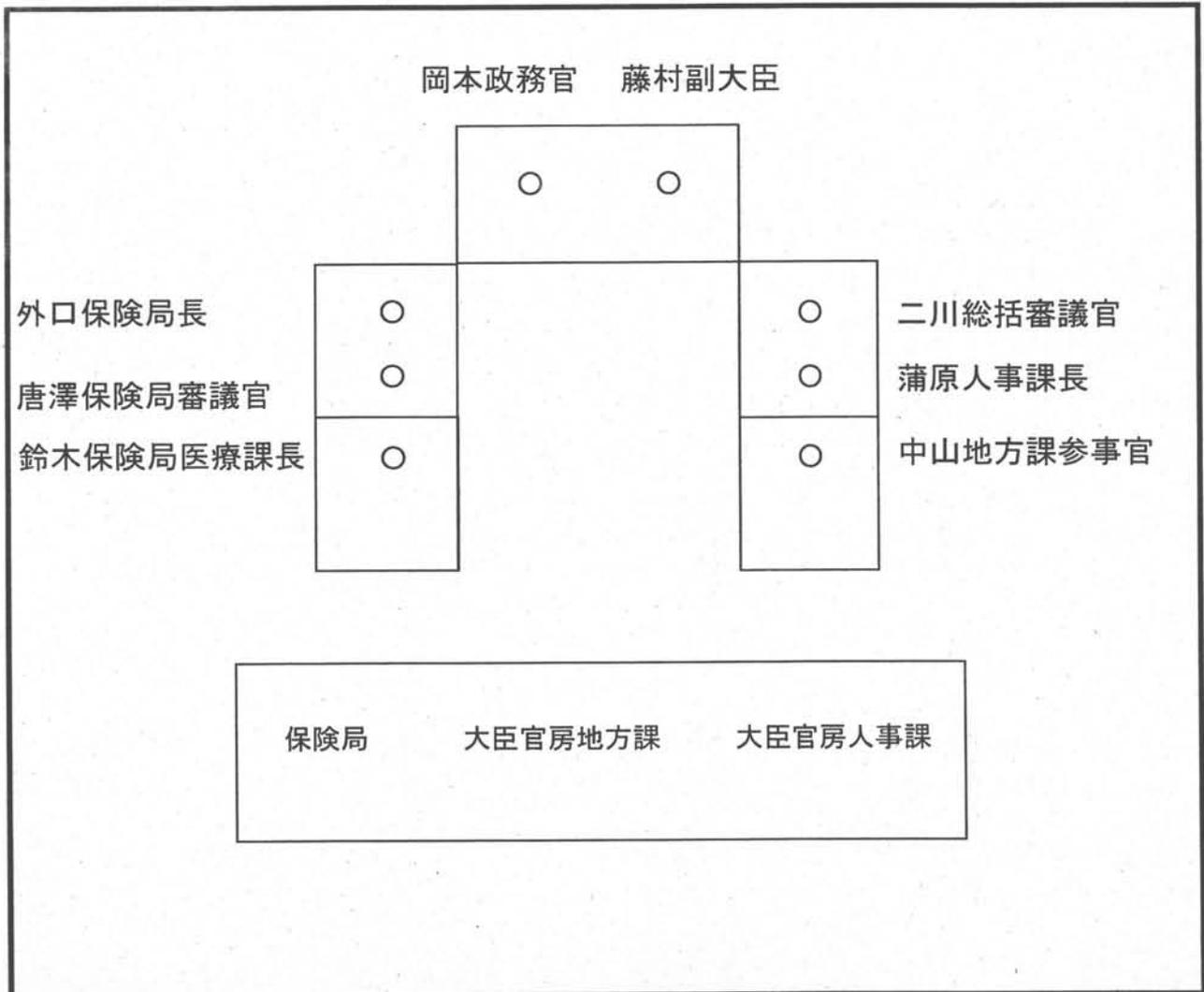


第1回 指導・監査の検証及び再発防止に関する検討チーム

日時:平成22年9月30日(木) 10:30~11:30  
会場:専用第13会議室(12階)



指導・監査の検証及び再発防止に関する検討チーム（第1回）  
議事次第

平成22年9月30日（木）10時30分～  
於 専用第13会議室（12階）

議 題

- 検討チームの設置について（二川総括審議官）
  
- 保険医療機関等への指導監査の現状について  
（鈴木保険局医療課長）
  
- 検討チームの今後の進め方について（二川総括審議官）

## 指導・監査の検証及び再発防止に関する検討チームの設置について

### 1. 趣旨

指導・監査の公正な実施を担保するため、捜査の進展を見極めながら、今回の事件の検証と再発防止策の検討を行う。

### 2. 具体的な検討事項

- (1) 本省と地方厚生局との役割分担及び情報共有のあり方
- (2) 指導・監査の対象とする医療機関等の選定方法
- (3) 指導・監査の内部監察体制 等

### 3. 検討体制

次の体制による検討チームを設置する。庶務は保険局の協力を得た上で大臣官房人事課が行う。

(主 査) 藤村副大臣

(副 主 査) 岡本政務官

(メンバー) 二川総括審議官

蒲原人事課長

中山地方課参事官 (地方厚生局管理室長併任)

外口保険局長

唐澤保険局審議官

鈴木保険局医療課長

\* 上記による省内の検討を踏まえて、外部有識者も参画した形での検討体制を別途立ち上げることとする。

# 保険医療機関等に対する指導・監査について

健康保険法第73条及び第78条に基づき、指導大綱及び監査要綱に沿って、療養担当規則等に定められている診療方針、診療報酬の請求方法、事務取扱等について周知徹底し、保険診療の質的向上及び適正化を図るもの。

## 1. 指導

・新規指定、診療報酬改定時、高点数、情報提供等の状況に応じ、集団又は個別で指導を実施。(集団指導、集団的個別指導、個別指導)

・高点数、情報提供等の場合は、都道府県単位に設置される選定委員会(※)が個別指導の対象とする保険医療機関等を選定。

※ 【選定委員会】

地方厚生(支)局長が指名する技官及び事務官等を構成員とする。なお、都道府県の職員も参画することができる。

・指導の結果は、概ね妥当、経過観察、再指導、要監査に分類。

## 2. 監査

・原則として、個別指導の結果、不正等が疑われる保険医療機関等を対象に、的確に事実関係を把握し、公正かつ適切な措置を採ることを目的として、出頭命令、立入検査等により確認。

・監査後の措置は、注意、戒告、指定等取消に分類。

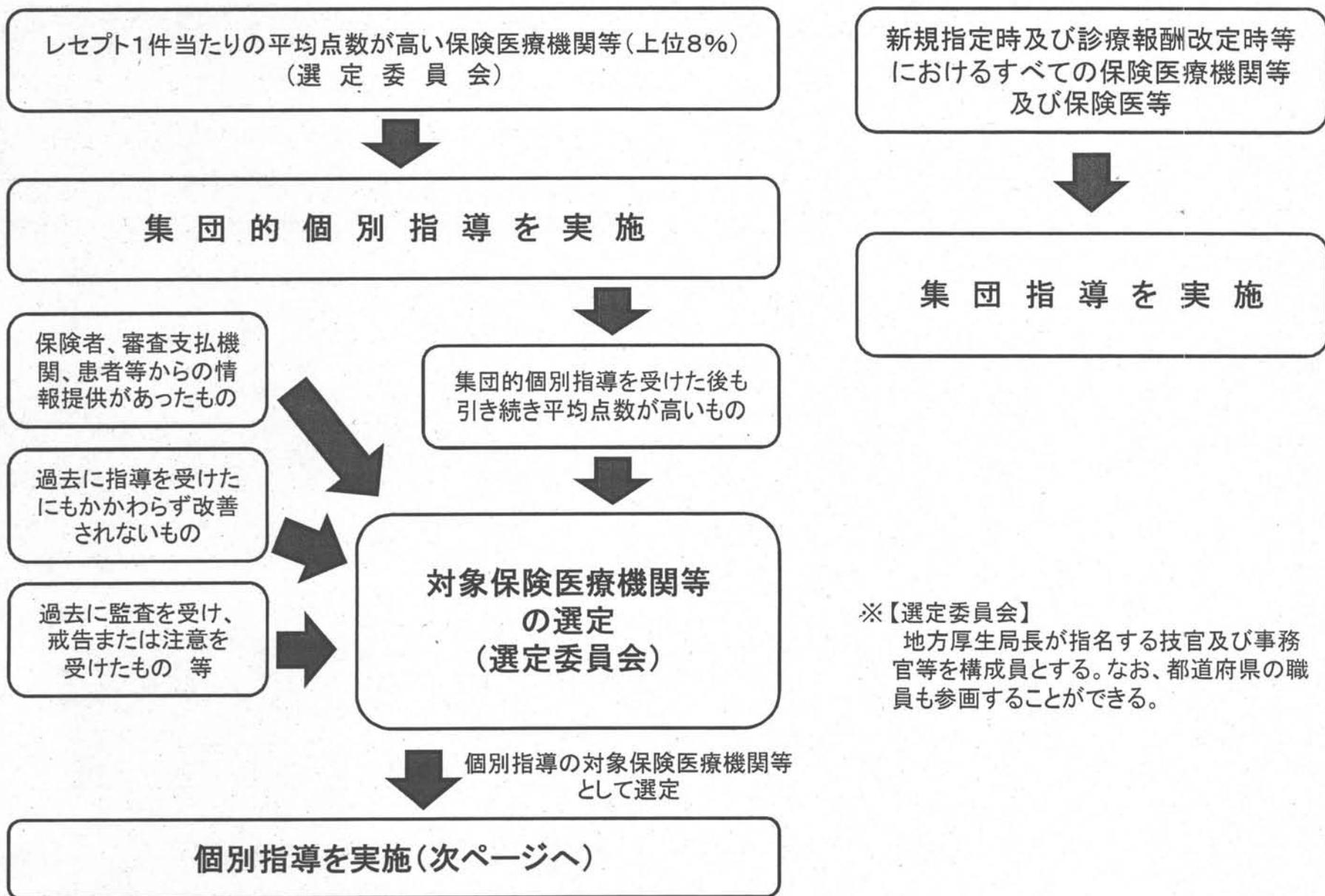
・経済上の措置として、過去5年間に遡って返還金を求めるとともに、保険者は、返還額の40%の加算金を支払わせることができる。

## 指導の種類

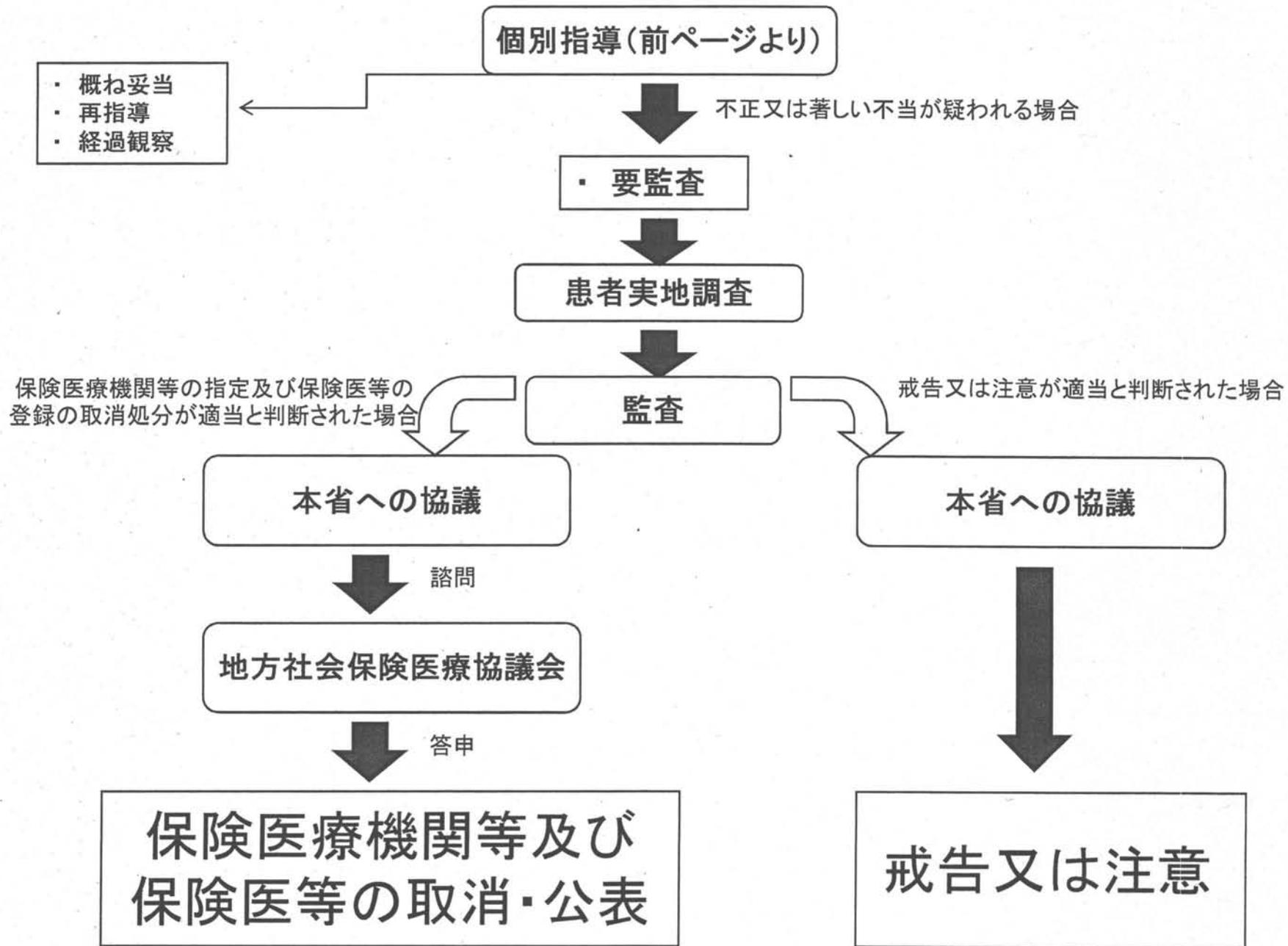
集団指導	<p>保険医療機関等、保険医等に対し、新規指定(登録)時、診療報酬の改定時等に講習等の方式により行う。</p> <p>(地方厚生局都府県事務所が実施、又は地方厚生局都府県事務所と地方厚生局医療課が協力して実施。)</p>
集団的個別指導	<p><u>レセプト1件当たりの平均点数が高い(上位8%)保険医療機関等</u>に対し、個別に簡便な面接懇談方式で行う。</p> <p>(地方厚生局都府県事務所が実施、又は地方厚生局都府県事務所と地方厚生局医療課が協力して実施。)</p>
個別指導	<p>都道府県個別指導</p> <p>集団的個別指導を受けた保険医療機関等のうち、<u>翌年度の実績においてもレセプト1件当たりの平均点数が高い(上位4%)保険医療機関等</u>に対し、個別に面接懇談方式により行う。</p> <p>ただし、診療内容等についての情報提供等があった場合等については、それを優先して行う。</p> <p>(地方厚生局都府県事務所が実施、又は地方厚生局都府県事務所と地方厚生局医療課が協力して実施。)</p>
	<p>共同指導</p> <p>過去における都道府県個別指導にも拘わらず<u>改善が見られない機関などを対象。</u></p> <p>(本省、地方厚生局(医療課、都府県事務所)が共同して実施)</p>
	<p>特定共同指導</p> <p><u>高度な医療を提供する機関などを対象。</u></p> <p>(本省、地方厚生局(医療課、都府県事務所)が共同して実施)</p>

※ 上記指導には、都道府県国民健康保険及び後期高齢者医療担当課も参加。

# 指導の流れ



# 監査の流れ



## 指導・監査の実施体制

区分	本省	地方厚生局	
	医療指導監査室（約20人）※1	医療課（約80人）※2	都府県事務所（約620人）
指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>○個別指導（共同指導）の実施                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・都府県事務所等による個別指導にも拘わらず改善が見られない機関等を対象</li> </ul> </li> <li>○個別指導（特定共同指導）の実施                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・高度な医療を提供する機関等を対象</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<u>集団指導</u>の実施（診療報酬改定時等）</li> <li>○個別指導（都道府県個別指導）の実施                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・都府県事務所から引き継いだ複雑、悪質巧妙案件を対象</li> </ul> </li> <li>○個別指導（都道府県個別指導）の支援                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じ、都府県事務所が実施する個別指導の支援</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<u>集団指導</u>の実施（新規指定時、指定更新時等）</li> <li>○<u>集団的個別指導</u>の実施</li> <li>○<u>個別指導（都道府県個別指導）</u>の実施</li> </ul>
監査	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<u>監査の実施</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広域的で社会的にも影響が懸念される案件を対象</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<u>監査の実施</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都府県事務所から引き継いだ複雑、悪質巧妙案件を対象</li> </ul> </li> <li>○<u>監査の支援</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じ、都府県事務所が実施する監査の支援</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○<u>監査の実施</u></li> </ul>

※1 本省医療指導監査室が単独で指導・監査を実施することはなく、地方厚生局、都府県事務所及び都道府県と共同の指導・監査を実施。

※2 地方厚生局医療課が単独で指導・監査を実施することはなく、都府県事務所及び都道府県と共同の指導・監査を実施。

### 【歴史】

保険医療機関等の指導・監査業務については、機関委任事務として、都道府県にて実施されていたが、平成12年4月に施行された地方分権一括法により機関委任事務が廃止され、社会保険庁（地方社会保険事務局）にて実施されることとなった。

その後、平成20年10月に地方厚生局へ事務が移管され、現在に至る。

# 本省医療指導監査室体制

室長

医療指導管理官

特別医療指導監査官(技官3人・事務官2人)

医療指導監査官(技官5人・事務官5人)

## 特定共同指導実施体制の例

<本省医療指導監査室>

室長、特別医療指導監査官(技官2人・事務官1人)、  
医療指導監査官(技官3人)

<地方厚生局及び都道府県>

指導医療官2人、医療指導監視監査官2人、事務職  
員3人、都道府県指導医1人、都道府県職員2人

総勢17人

## 保険医療機関等の指導・監査の実施状況等

	年度	保 険 医 療 機 関 等 (単位：件)				保 険 医 等 (単位：人)			
		医科	歯科	薬局	計	医師	歯科医師	薬剤師	計
個別指導・集团的個別指導	16	917	936	860	2,713	5,007	1,174	1,166	7,347
		3,927	3,761	2,415	10,103	—	—	—	—
	17	936	1,032	910	2,878	3,185	1,399	1,232	5,816
		4,196	3,537	3,013	10,746	—	—	—	—
	18	1,152	1,065	1,117	3,334	4,299	1,241	1,423	6,963
		4,182	3,682	2,794	10,658	—	—	—	—
	19	1,153	1,104	1,007	3,264	2,033	1,232	1,183	4,448
		4,537	3,976	2,977	11,490	—	—	—	—
	20	1,177	1,190	1,043	3,410	1,933	1,229	1,141	4,303
		4,844	4,505	3,244	12,593	—	—	—	—
監 査	16	56 (27)	32 (19)	5 (2)	93 (48)	110 (13)	47 (20)	10 (2)	167 (35)
	17	52 (25)	35 (24)	17 (5)	104 (54)	182 (21)	50 (27)	20 (6)	252 (54)
	18	76 (15)	41 (19)	7 (2)	124 (36)	190 (17)	92 (24)	15 (0)	297 (41)
	19	59 (21)	41 (27)	5 (4)	105 (52)	176 (19)	72 (37)	13 (5)	261 (61)
	20	36 (14)	30 (17)	3 (2)	69 (33)	107 (13)	81 (26)	12 (2)	200 (41)

- (注)
- ・「個別指導・集团的個別指導」の上段は、個別指導の件数である。
  - ・「個別指導・集团的個別指導」の下段は、集团的個別指導の件数である。
  - ・「監査」の( )内は、当該年度に取消処分した件数である。

年度	返 還 額 (単位：万円)		
	指導によるもの	監査によるもの	合計
16	316,944	337,053	653,997
17	327,739	278,533	606,272
18	257,937	275,877	533,814
19	235,800	318,908	554,708
20	252,258	113,854	366,112

	年度 (単位：件)				
	16	17	18	19	20
取消の端緒					
保険者等からの通報	28	39	24	37	22
その他	20	15	12	15	11
合計	48	54	36	52	33

## 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）（抄）

（厚生労働大臣の指導）

### 第 7 3 条

保険医療機関及び保険薬局は療養の給付に関し、保険医及び保険薬剤師は健康保険の診療又は調剤に関し、厚生労働大臣の指導を受けなければならない。

（保険医療機関又は保険薬局の報告等）

### 第 7 8 条

厚生労働大臣は、療養の給付に関して必要があると認めるときは、保険医療機関若しくは保険薬局若しくは保険医療機関若しくは保険薬局の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者であった者（以下この項において「開設者であった者等」という。）に対し報告若しくは診療録その他の帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、保険医療機関若しくは保険薬局の開設者若しくは管理者、保険医、保険薬剤師その他の従業者（開設者であった者等を含む。）に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは保険医療機関若しくは保険薬局について設備若しくは診療録、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。